

一般財団法人前橋市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人前橋市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条の規定に基づき、前橋市のスポーツ・体育の普及振興に貢献した者及び優秀な競技成績を収めた指導者及び選手の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労者
- (2) 優秀指導者
- (3) 最優秀選手
- (4) 優秀選手
- (5) 奨励賞

(基準・制限)

第3条 表彰の基準及び制限については別記のとおりとする。

(候補者の推薦)

第4条 前条の基準等を満たす被表彰候補者のあるときは、当該候補者の所属する団体等（以下「推薦母体等」という）は、当該候補者の推薦書及び必要書類を添えて、毎年1月4日までに本会会長へ提出することができる。また第2条第2号から第5号が対象となる大会は、原則12月31日までに開催された大会とする。

(被表彰者の決定)

第5条 前条に規定する推薦があった場合、本会専門委員会規程第2条に規定する総務専門委員会において審査した結果に基づき、本会会長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、年度末に本会会長が表彰状を授与して行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 1

- 1 この規定は、一般財団法人前橋市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 前橋市体育協会表彰規程（平成13年1月17日施行）を廃止する。

附則 2

この規程は、令和2年2月18日より施行する。

この規程は、令和4年1月24日より施行する。

この規程は、令和6年8月29日より施行する。